

私立学校法改正のポイント

令和6年1月17日(水) 13:30～15:30

説明者 岩手県ふるさと振興部学事振興課 特命課長 本正 義則

はじめに

- 本日は、私立学校法改正の内容の**大枠を御理解いただくことが目的**です。
- 本日の資料は、主に文部科学省の「私立学校法改正について」等の資料から抜粋しております。
- 皆さんに**特に必要**となる部分を**分かりやすく丁寧に説明することを目指**しております。
- 私立学校法改正の詳細な資料は、文部科学省のホームページに掲載されていますし、県も今後、ホームページ等で必要な情報を提供していきますので、そちらも是非参考にしてください。

本日お話しさせていただくこと。

○ 私立学校法は、何がどう変わるのか。

- ・ 理事・理事会、監事及び評議員の**権限分配を整理**しました。
- ① 理事選任機関を寄附行為で定め、理事を選任
- ② 監事の選解任は評議員会の議決で行う
- ③ 理事と評議員の兼職は**禁止**
- ④ 監事、評議員について役員近親者の就任の**禁止・制限等**

⇒ **幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図る！**

○ いつまでに、何をしなければならないのか。

- ・ 理事・監事・評議員の**選任方法や人選等の検討**を行い、
- ・ 改正法が施行される**令和7年4月1日前に寄附行為の変更認可**を受け
る必要がある。

私立学校法改正全体スケジュール

令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

1月頃まで

夏以降

寄附行為変更
の検討

寄附行為変更申請

認可

寄附行為変更

選任方法等

※1

理事・監事・評議員（・会計
監査人）の選任方法や人選
等の検討
早めに検討する必要があります。

その他改正法施行に伴い
必要な作業
(内部統制事項の決定、評議員報酬
基準の策定、その他各種内部規則の
策定等)

改正法施行

※2

内部規則の策定等

5月～6月頃

定時評議員会

※3
※4
※5

(必要に応じ、
引き続き検討)

6月頃

定時評議員会

※6

(必要に応じ、
引き続き検討)

6月頃

定時評議員会

※7
※8

資格や構成に関する要件(理事
と評議員の兼職の禁止等)をク
リアしておくこと。

改正法施行の際に在任し
ている理事等の任期は最
長でもここまで。

改正法成立

政省令・寄附行為作成例の改正

※2 改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期については、現在の任期が終了する日又は令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の日のいずれか早い方となる。

※3 改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件(理事、評議員、監事は兼職禁止、特別利害関係)への対応は、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時までに行う。

※4 理事と評議員の兼職者については、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時を境に、「必須」から「禁止」に変わるため、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時を、兼職者の兼職解消のタイミングにする必要がある。

1 私立学校法は、何がどう変わるか

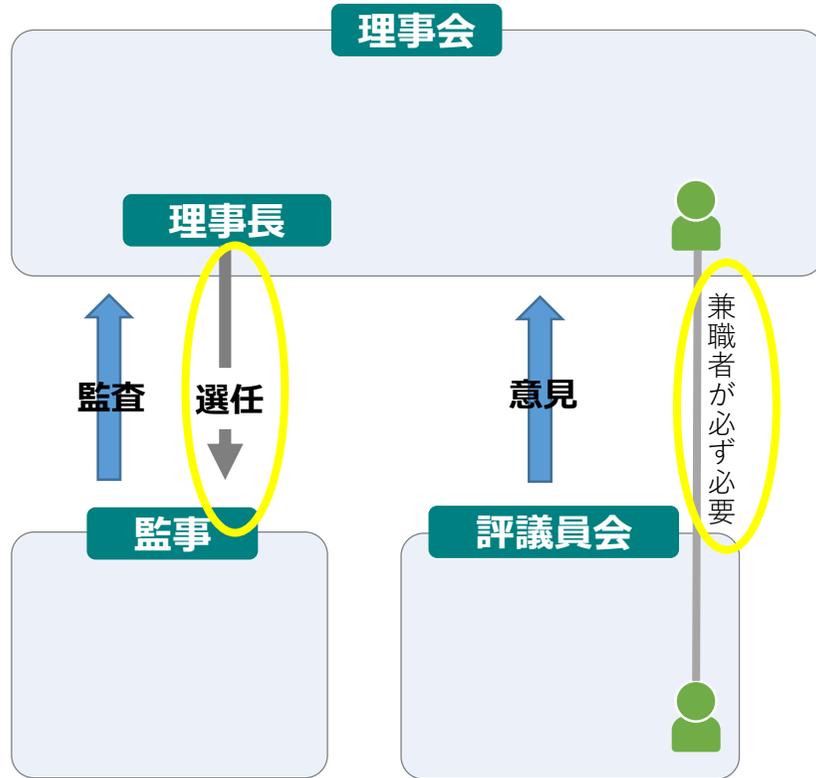
- 改正私立学校法 令和5年5月公布 令和7年4月**施行**
 - ☞ 令和7年4月以降、**改正された私立学校法に基づく法人運営が必要**
- 概要
 - 「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方
 - ☞ 理事・理事会、監事及び評議員・評議委員会の**権限分配を整理**
 - ☞ 私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立



学校法人のガバナンス改革

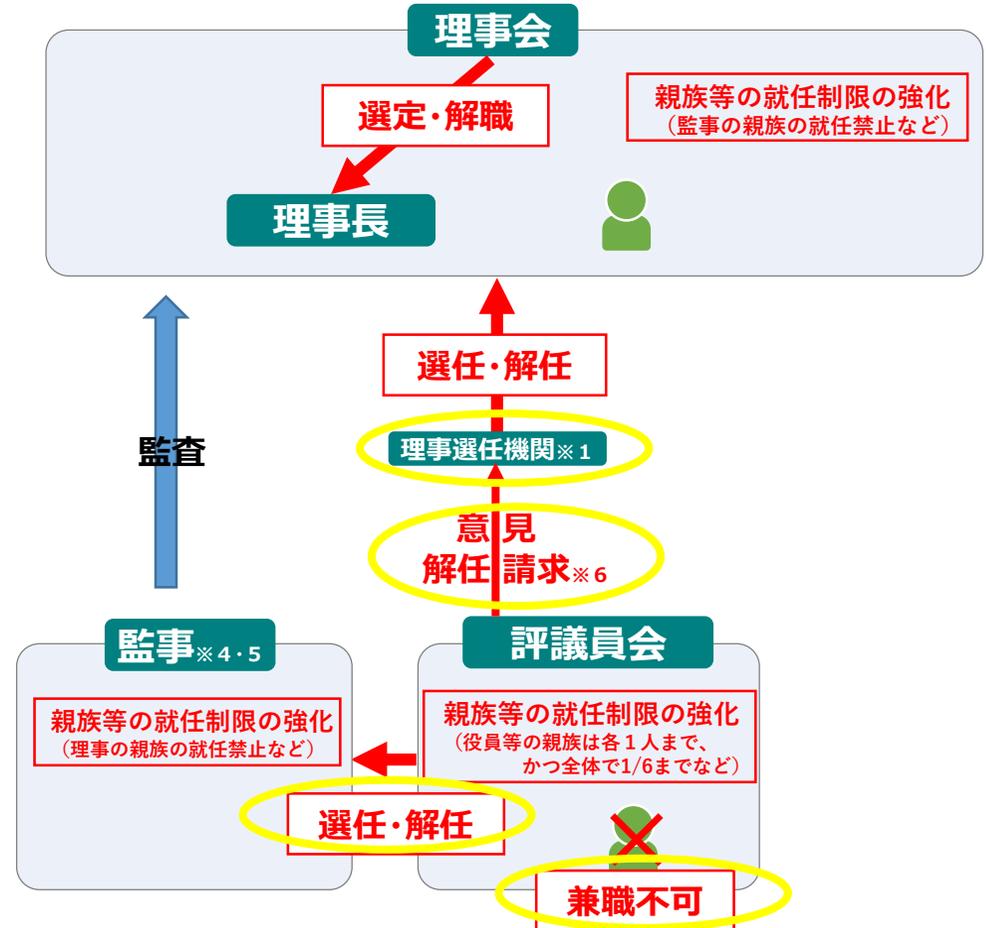
学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント

現行



内部機関については、私立学校法で「寄附行為で定める」と規定されていたため、法人側で柔軟に決めることが出来ました。改正法では**私立学校法の規定に基づき寄附行為で定めることとなった**というのが、ポイントです！（裁量が狭くなります。）

改正後



- ※1 理事選任機関の構成等は寄附行為で定める
- ※2 大臣所轄学校法人等については、解散・合併・重要な寄附行為の変更に評議員会の決議が必要
- ※3 大臣所轄学校法人等は会計監査人が必置
- ※4 大規模な大臣所轄学校法人等は常勤監事が必置
- ※5 監事の監査の対象には理事・理事会のみならず、評議員・評議員会も含まれる
- ※6 理事の不正行為等の重大事実があったにもかかわらず、解任請求が認められなかった場合、評議員は裁判所に対し、解任の訴えを提起することができる

1 私立学校法は、何がどう変わるか

(1) 理事の選任、解任

【どう変わるのか】

- 理事は、**理事選任機関**が選任します。(30Ⅰ)
(理事選任機関が評議員会以外の場合は、評議員会の意見聴取が必須(30Ⅱ))
- 理事は、**理事選任機関**が解任します。(33Ⅰ)
(評議員会による解任の求め(33Ⅱ)、評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする(33Ⅲ))

【何をしなければならないのか】

- **理事選任機関**の構成、運営等は、**寄附行為で定め**なければなりません。
(29)

1 私立学校法は、何がどう変わるか

ポイント

Q 理事選任機関について、想定しているものがあれば教えてください。

A 次の3パターンが考えられます。

① **評議員会を理事選任機関**とする場合

【寄附行為記載例】この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

② **独立した理事選任機関**を置く場合

【寄附行為記載例】この法人の理事選任機関の構成員は、理事○名、評議員○名、学外有識者○名とする。

③ **理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関**とする場合

【寄附行為記載例】

この法人に、次の理事選任機関を置く。

- 一 理事会
- 二 評議員会
- 三 外部理事選任委員会

(参考) 国のモデル寄附行為の規定

(例1：評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第七条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

(例2：独立した理事選任機関を置く場合)

(理事選任機関)

第七条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事〇名、評議員〇名、学外有識者〇名とする。

2 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。

3 理事選任機関の構成員の任期は、〇年とする。

4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第四項に規定する者をいう。以下この項及び第二十九条第一項第五号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

(例3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第七条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

- 一 理事会
- 二 評議員会
- 三 外部理事選任委員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 理事会 全ての理事
- 二 評議員会 全ての評議員
- 三 外部理事選任委員会 学外有識者〇名

3 外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。

4 外部理事選任委員会の構成員の任期は、〇年とする。

5 外部理事専任委員会は、外部理事専任委員会の決議によって定められた者が招集する。

6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

8 外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第五項に規定する者をいう。以下この項及び第二十九条第一項第五号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

10 外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。

第29条（理事選任機関）

（理事選任機関）

第二十九条 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもつて定める。

①、Q1、3～9

第30条（理事の選任等）

（理事の選任等）

第三十条 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。②

2 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。③、Q2、10～13

3 理事選任機関は、理事を選任する場合に、文部科学省令で定めるところにより、理事の総数が五人（五人を超える員数を寄附行為をもつて定めたときは、その員数）を下回る事となる時に備えて補欠の理事を選任することができる。

4 学校法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

ポイント

- ① 理事選任機関の構成、運営等は、寄附行為で定める。
- ② 理事は、理事選任機関が選任する。
- ③ 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

Q 1：理事選任機関を定めるに当たってのポイントは何か。理事選任機関は理事会や評議員会でもよいのか。また、理事を学内選挙により選任することは可能か。

A 1：理事選任機関は、評議員会とすることをはじめ、各学校法人で様々になると想定していますが、理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保することが望ましいと考えます。理事会を理事選任機関とすることも可能ですが、今回の制度改革の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたいと思います。学内選挙により理事を選任することも可能ですが、解任する場合の責任主体が不明確になることなどから、選挙結果を踏まえて評議員会が選任するといった方法や、何かしらの形で選任に責任を持つ機関（例えば理事選挙委員会など）を位置付けることが望まれます。

Q 2：評議員会が理事選任機関となった場合、評議員会の意見聴取は不要となるのか。

A 2：そのとおりです。

Q 3：理事選任機関を「評議員会」とする場合、理事選任機関である「評議員会」の運営方法は、私立学校法上の「評議員会」の運営方法によるのか。それとも独自にルールを定めることが可能か。【令和5年8月1日追加】

A 3：評議員会を理事選任機関とする場合、私立学校法上の「評議員会」の運営方法によります。評議員会のルールに従うため、原則として理事会が議題・議案を決定すること、原則として1週間前までに招集通知を发出する必要があること、決議要件を加重することはできないことなどに留意する必要があります。

Q 4：充て職理事の選任についてはどのように行うことになるのか。

A 4：今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。校長理事についても、校長としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。

Q 5：理事として選任される際の要件の1つとして、学部長であることなど、教学における役職に就いていることを寄附行為で定めることは可能か。

A 5：可能です。ただし、今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。教学における役職者としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。

Q 9：理事選任機関を定めるにあたり、その構成員の任命を含め、誰がどのような手順で決めるのか。理事会もしくは評議員会による議決等、必要不可欠な手続はあるのか。【令和5年6月6日追加】

A 9：理事選任機関の構成・運営は寄附行為で定めることになるため、構成員の任命方法等を定める寄附行為変更の手続が不可欠となります。

1 私立学校法は、何がどう変わるか

(2) 理事の資格及び構成

【どう変わるのか】

- **理事と監事及び理事と評議員の兼職禁止** (31Ⅲ)
- 理事には、**設置する学校の校長と外部理事をそれぞれ一人以上**含まなければなりません。(31Ⅳ)
- 理事は、他の一定以上の役員と特別利害関係があってはなりません。

【何をしなければならないのか】

- 現在在職している兼職者を、令和7年度までに段階的に減少させていくとともに、**令和7年の定例評議委員会の終結の時に**、兼職者を理事に就任させるのか、評議員に就任させるのか等を判断し、**兼職者の解消が円滑に進むよう計画的に検討を進めて行く必要**があります。
- **理事を選任する際に、私学法31条の規定に違反しないよう留意する必要**があります。(31)

第31条（理事の資格及び構成）

（理事の資格及び構成）

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。 ①

一 法人

二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者（校長、教員の欠格事由に該当する者）

四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 学校法人が第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないもの

2 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者（第四十六条第一項第二号及び第六十二条第二項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。 ②、Q1

3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。 ③、Q2

4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。 ④

一 当該学校法人の設置する私立学校（二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第三十六条第三項第三号において同じ。）

二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配し、^{Q3~5} ている法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者（外部理事）

5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。

6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。 ⑤、Q7、8

7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。 ⑥¹⁶

ポイント

- ① 理事の欠格事由は5つ。
- ② 解任勧告等により役員を解任された者は、2年間、同じ学校法人の理事になることができない。
- ③ **理事と監事の兼職禁止。理事と評議員の兼職禁止。**
- ④ 理事には、
 - ・ 設置する**学校の校長**
 - ・ いわゆる**外部理事**を**それぞれ1人以上**（大臣所轄学校法人等については外部理事2人以上）含まなければならない。
- ⑤ 理事は、
 - ・ 他の2人以上の理事
 - ・ 1人以上の監事
 - ・ 2人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。
- ⑥ 他の理事と特別利害関係を有する理事は、理事の総数の1 / 3を超えてはならない。

Q 2：改正後の役員・評議員の資格及び構成の要件に対応するため、**理事と評議員の兼職を解消する場合、解消後、当該者は理事になるのか、評議員になるのか。**

A 2：理事と評議員の兼職者について具体的にどのように処理するかについては、**学校法人の判断に任せられ、理事とすることも評議員とすることも可能**です。寄附行為変更の際の経過措置として定めておくことが考えられます。

Q 3：校長理事が校長や理事を退任した場合、同時に理事や校長も退任する必要があるのか。

A 3：校長の地位と理事の地位は別のものとして考えることとしており、必ずしも同時に退任する必要はありません。ただし、**1つの学校のみを設置する学校法人の場合などには、校長である理事が不在となり法律に違反することになるため、以下のような対応が必要**になります。

- ・ **校長を退任した場合には、新たな校長を理事に選任**する（なお、必ずしも理事も退任しなければならないわけではありません）

- ・ **理事を退任した場合には、校長としても退任**し、新たな校長を選任の上、当該校長を理事に選任する

なお、複数の校長が理事となっている場合は、校長である理事が1人いれば法律上は問題ありませんが、寄附行為に違反することとなる場合には、寄附行為違反状態を解消するための対応が必要になります。

Q 4 : 1つの学校のみを設置している学校法人の場合、**新しく校長になる者が理事選任機関に理事としての選任を否決されてしまった場合**はどうすればよいのか。

A 4 : その場合には、**さらに新たな校長を選任し、当該校長を理事選任機関に理事として選任してもらう必要**があります。

Q 5 : 校長が1名である学校法人において、当該校長の任期が令和7年3月31日までである場合、令和7年4月1日から校長となる者を理事に選任するため、令和6年度中の理事会において、事前に理事に選任しておくことは可能か。可能でない場合、どのような方法が考えられるか。【令和5年8月1日追加】

A 5 : 新制度下である令和7年4月1日から理事に就任する者について、旧制度下において選任行為を行うことは適切ではなく、出来る限り避けるべきであると考えています。考えられる対応方法としては例えば以下の2つの方法が考えられます。

①
令和6年度中に理事会を開催し、令和7年4月1日に評議員会を開催することを決定する。その後、**令和7年4月1日に評議員会を開催し、当該校長の理事選任についての意見聴取を行い、同日に理事選任機関において当該校長を理事として選任**する。

②
令和7年3月31日付で現校長に校長及び理事を辞任していただき、**令和7年3月31日付で新校長及び理事を選任**する（ただし、この場合、理事としての任期は最長でも令和9年度に開催される定時評議員会の終結の時までとなる）。

Q 7 : 「**特別利害関係**」とは具体的にどういう関係か。

A 7 : 「特別利害関係」については省令において具体的に定めることとなりますが、**一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係など**を定めることを考えています。

Q 8 : 特別利害関係について、親族以外の関係で、検討している内容を具体的に示してほしい。【令和5年6月6日追加】

A 8 : 特別な利害関係については省令で規定することとなりますが、例えば以下のような者が想定されます。

- ① 当該者と婚姻の届出をしていないが**事実上婚姻関係**と同様の事情にある者
- ② 当該者の**使用人**
- ③ 当該者から受ける金銭その他の財産によつて**生計を維持**している者
- ④ ②③に掲げる者の**配偶者**
- ⑤ ①～③までに掲げる者の**三親等以内の親族**であつて、これらの者と**生計を一にするもの**

1 私立学校法は、何がどう変わるか

(3) 監事の選任、解任

【どう変わるのか】

- 監事は、**評議員会の決議によって**選任します。(30Ⅰ)
- 監事は、**評議員会の決議によって**が解任します。(33Ⅰ)

(評議員会による解任の求め(33Ⅱ)、評議員による解任を請求する訴えの提起を可能とする(33Ⅲ))

【何をしなければならないのか】

- 県の学校法人寄附行為作成例に倣い「理事長が選任する」等と定めていた場合、**寄附行為に所要の改正が必要**となります。(33)

1 私立学校法は、何がどう変わるか

(4) 監事の資格

【どう変わるのか】

- 監事は、**評議員、職員との兼職禁止** (46 II)
- 監事は、**他の監事、2人以上の評議員**と特別利害関係があってはなりません。(46 III)

【何をしなければならないのか】

- **監事を選任する際に、私学法46条の規定に違反しないように留意する必要があります。(46)**

第46条（監事の資格）

（監事の資格）

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。①、Q1

一 第三十一条第一項各号に掲げる者

二 被解任役員

2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。②、Q2

3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。③

ポイント

- ① 監事の欠格事由は以下のとおり。
 - ・ 理事の欠格事由と同様の事由
 - ・ 解任勧告等により役員を解任された日から2年を経過していない者
- ② **監事は、評議員、職員、子法人役員（監事、監査役等を除く。）、子法人に使用される者との兼職禁止。**
- ③ 監事は、
 - ・ **他の監事**
 - ・ **2人以上の評議員**と**特別利害関係を有するものであってはならない。**

Q 1 : 被解任役員は他の学校法人の監事に就任することは可能か。

A 1 : 学校法人の業務を監査するという監事の重要な役割や、不正を監督すべき監事に解任された役員を積極的に選任することは想定しがたいことを踏まえ、被解任役員である間（2年間）については、全ての学校法人の監事に就任することはできないこととしました。

Q 2 : 「職員」には教員も含まれるのか。

A 2 : **職員には教員も含まれます。**

1 私立学校法は、何がどう変わるか

(5) 監事の役割

【どう変わるのか】

新たに、「監事の義務」について規定されています。

- 理事が評議員会に提出しようとする**議案等を調査し、法令違反等がある場合には、評議員会に報告**すること。(54)
- 監事は、理事会及び**評議員会**に出席し、意見を述べること。(55Ⅰ)
- **不正の行為**を発見したとき等には、理事会、評議員会、**所轄庁等に報告**すること。(46Ⅲ)

【何をしなければならないのか】

- **監事を選任する際に、役割について、十分な説明をするように留意する必要がある。**

第54条（評議員会に提出する議案等の調査義務）

（評議員会に提出する議案等の調査義務）

第五十四条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。①

第55条（理事会及び評議員会への出席義務等）

（理事会及び評議員会への出席義務等）

第五十五条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。②
2 第三十九条第二項の規定は、監事について準用する。③

第56条（理事会等への報告）

（理事会等への報告）

第五十六条 監事は、第五十二条第一号の監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。④
2 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。⑤
3 前項の規定による報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、監事は、寄附行為をもつて定めるところにより、その内容を理事選任機関にも報告しなければならない。⑤

ポイント

監事の義務は以下のとおり。

①理事が評議員会に提出しようとする議案等を調査し、法令違反等がある場合には、評議員会に報告する。

②理事会及び評議員会に出席し、必要がある場合には、意見を述べる。

③評議員会において、評議員から説明を求められた場合、必要な説明をする。

④監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出する。

⑤不正の行為を発見したとき等には、理事会、評議員会、所轄庁（、理事選任機関）に報告する。

第57条（理事会及び評議員会の招集）

（理事会及び評議員会の招集）

第五十七条 監事は、前条第二項の報告をするために必要があると認めるときは、理事（理事会について第四十一条第一項ただし書の規定により理事会招集担当理事を定めた場合にあつては、理事会招集担当理事）に対し、理事会又は評議員会の招集を請求することができる。^①

2 前項の規定による請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、第四十一条第一項又は第七十条第一項の規定にかかわらず、理事会又は評議員会を招集することができる。^①

第58条（監事による理事の行為の差止め）

（監事による理事の行為の差止め）

第五十八条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。^②

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

第59条（学校法人と理事との間の訴えにおける法人の代表）

（学校法人と理事との間の訴えにおける法人の代表）

第五十九条 第三十七条第六項及び第七項の規定にかかわらず、学校法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が学校法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が学校法人を代表する。

2 第三十七条第六項及び第七項の規定にかかわらず、学校法人が第四百四十条第一項の規定による求め（理事の責任を追及する訴えの提起の求めに限る。）を受ける場合には、監事が学校法人を代表する。

ポイント

① 監事は、不正の行為等を報告する必要があるときは、理事に対し理事会・評議員会の招集を請求でき、招集されない場合には自ら招集できる。

② 監事は、理事の行為によって学校法人に著しい損害を生じるおそれがあるときは、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

③ 学校法人と理事との間の訴訟については、監事が学校法人を代表する。

1 私立学校法は、何がどう変わるか

(6) 評議員の資格及び構成

【どう変わるのか】

- 評議員には、**職員、25歳以上の卒業生、をそれぞれ1人以上含まなければならない。** (62Ⅲ)
- 評議員は、**他の2人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。** (62Ⅳ)
- 構成は、職員 (1/3 を超えない)、理事、理事会選任者 (1/2 を超えない)、特別利害関係者 (1/6 を超えない) 等 (62Ⅴ)

【何をしなければならないのか】

- 評議員を選任する際に、私学法62条の規定に違反しないように留意する必要があります。 (62)

第62条（評議員の資格及び構成）

（評議員の資格及び構成）

- 第六十二条 第三十一条第一項各号に掲げる者は、評議員となることができない。①
- 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。②
- 3 評議員には、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まなければならない。③、Q1
- 一 当該学校法人の職員
 - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもの（前号に掲げる者を除く。）
- 4 評議員は、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。④
- 5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
- 一 第三項第一号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えないこと。⑤、Q2、3
 - 二 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の二分の一を超えないこと。⑥、Q4～9
 - 三 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えないこと。⑦

ポイント

- ① 評議員の欠格事由は、理事の欠格事由と同様。
- ② 解任勧告等により役員を解任された者は、2年間、同じ学校法人の評議員になることができない。
- ③ 評議員には、職員、25歳以上の卒業生、をそれぞれ1人以上含まなければならない。
- ④ 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。
- ⑤ 職員である評議員は、評議員の総数の1/3を超えてはならない。
- ⑥ 理事、理事会が選任する評議員は、評議員の総数の1/2を超えてはならない。
- ⑦ 役員や他の評議員と特別利害関係を有する者、子法人役員、子法人に使用される者である評議員は、評議員の総数の1/6を超えてはならない。

Q 1：当該学校法人の**職員でもあり、卒業生でもある者**について、第62条第3項はどのように適用されるのか。

A 1：第62条第3項第2号において「前号に掲げる者を除く」となっており、職員でも卒業生でもある者については、第62条第3項第1号に該当（つまり職員として扱う）することとなります。

Q 2：評議員に選任する際には職員であっても、選任後職員を辞した者については、第62条第5項第1号の対象となる評議員にはならないのか。

A 2：職員を辞した場合には、第62条第5項第1号の対象となる評議員にはなりません。

Q 3：非常勤の職員については、第62条第5項第1号の対象となる評議員にはならないのか。

A 3：**非常勤であっても学校法人に雇用されている場合は対象**（つまり職員として扱う）となります。

Q 5：**評議員を選任する会議のメンバーの過半数が理事であった場合**、第62条第5項第2号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に当たるのか。

A 5：この場合、評議員を選任する会議の意思を過半数を占める理事のみで決定することができる仕組みとなっていることから、第62条第5項第2号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に該当することになります。（この会議で選任できる評議員は、評議員の総数の2分の1を超えないことが必要となります。）

2 理事、監事、評議員の選任に関する留意点

(1) 兼職の禁止について

- 理事、評議員、監事、職員等との兼職者について、禁止されている場合がありますので、よく確認する必要があります。

改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の構成に関する要件

※ 括弧内の数字は、当該事項が規定されている改正後の私立学校法の条項番号

理事

- (1) 監事、評議員との**兼職禁止** (31Ⅲ)
- (2) 設置する学校の**校長**を含むこと (31Ⅳ①)
- (3) **外部理事**を含むこと (31Ⅳ②) (大臣所轄学校法人は2人以上 (146Ⅰ))
- (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (31Ⅵ)
- (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の**1／3**を超えていないこと (31Ⅶ) 等

監事

- (6) **理事、評議員、職員**、子法人の役職員 (監事、監査役等を除く) との**兼職禁止** (46Ⅱ)
- (7) 他の監事又は2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (46Ⅲ) 等

評議員

- (8) 理事、監事との**兼職禁止** (31Ⅲ、46Ⅱ)
- (9) **職員**を含むこと (62Ⅲ①)
- (10) **25歳以上の卒業生** ((9) を除く) を含むこと (62Ⅲ②)
- (11) 他の2人 (経過措置期間中は3人) 以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (62Ⅳ)
- (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の**1／3**を超えていないこと (62Ⅴ①)
- (13) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の**1／2**を超えていないこと (62Ⅴ②)
- (14) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の**1／6** (経過措置期間中は**1／3**) を超えていないこと (62Ⅴ③) 等

特別利害関係：一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係など

各機関の兼職の禁止

学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係（現行法）

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		× (私学法39)	○ (私学法38 ②)	—	○ (私学法38 ①)*	○
監事	× (私学法39)		× (私学法39)	—	× (私学法39)	○
評議員	○ (私学法38 ②)	× (私学法39)		—	○ (私学法44 ①)	○
会計監査人	—	—	—		—	—
法人職員	○ (私学法38 ①)*	× (私学法39)	○ (私学法44 ①)	—		○
子法人の役員・職員	○	○	○	—	○	

学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係（改正後）

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		× (私学法)	× (私学法)	× (公認会計士法)	○ (私学法)*	○
監事	× (私学法)		× (私学法)	× (公認会計士法)	× (私学法)	△ (監事は可) (私学法)
評議員	× (私学法)	× (私学法)		× (公認会計士法)	△ (上限あり) (私学法)	△ (上限あり) (私学法)
会計監査人	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)		× (公認会計士法)	× (私学法)
法人職員	○ (私学法)*	× (私学法)	△ (上限あり) (私学法)	× (公認会計士法)		○
子法人の役員・職員	○	△ (監事は可) (私学法)	△ (上限あり) (私学法)	× (私学法)	○	

学校法人における親族等の特殊の関係のある者

学校法人における親族等の特殊の関係のある者の就任関係（改正後）

		理事に	監事に	評議員に
役員親族者	理事親族等は	○ ※一人かつ1/3まで	×	○ ※一人かつ1/6まで
	監事親族等は	×	×	○ ※一人かつ1/6まで
	評議員親族等は	○	○	○ ※一人かつ1/6まで



：監視される者の関係者が、監視者側に含まれないための規制
 ※監事と評議員との関係は、監事の人事権を評議員会が持つため、評議員を監視者側と想定しているが、評議員は監事の監査対象でもある。



：同じ属性の者で多数派を占めないための規制

2 理事、監事、評議員の選任に関する留意点

(2) 評議員の定員移行について

- 理事と評議員の兼職者について、令和7年の定例評議員会の終結の時までに解消させる必要があります。

評議員の定員移行について（都道府県知事所轄学校法人）

現行制度

理事



(平均)

6.7人

評議員



(平均)

14.6人

兼職者 (平均)

2.6人

改正のポイント

- ①評議員の定数を「理事の定数の2倍を超える数」から「理事の定数を超える数」に引き下げ
- ②理事と評議員の兼職の解消

改正後

理事



(平均)

6.7人

①現員を維持

評議員



(平均)

12.0人

①理事の定数を超える数を確保

※法律上求められる数（理事の定数を超える数）

②兼職者は評議員を辞して、理事職に専念
※理事職を辞して、評議員職に専念することも可能

2 理事、監事、評議員の選任に関する留意点

(3) 特別利害関係について(その1)

- 理事（監事）は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない。
- 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない。
- 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員の数は、評議員の総数の $1/6$ を超えてはならない

評議員構成等に関する経過措置について

- (4) → 理事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

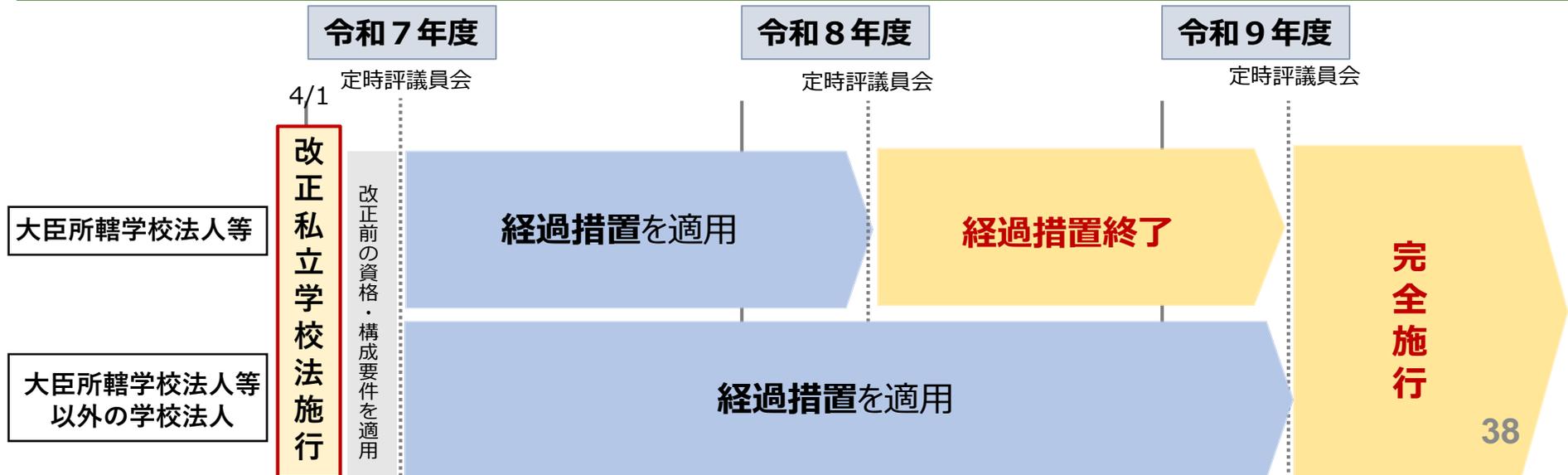
経過措置

経過措置を設定

※ 括弧の数字は25ページの括弧の数字と連動

- (4) → 理事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (7) → 監事は、**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (11) → 評議員は、他の**3人~~2人~~**以上の評議員と特別利害関係を有してはならない
- (14) → 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の**1/3~~1/6~~**を超えてはならない

- ◆ **大臣所轄学校法人等**については、**施行後約1年**は当該経過措置を適用。
大臣所轄学校法人等以外の学校法人については、**施行後約2年**は当該経過措置を適用する。

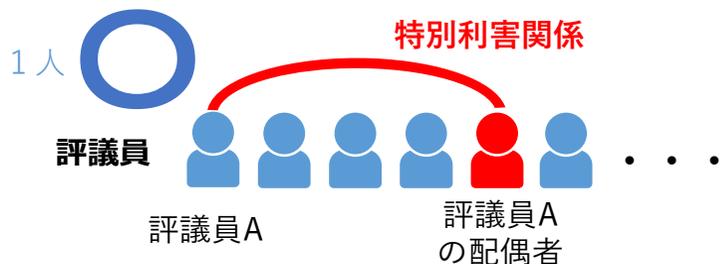


評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ（経過措置期間後）

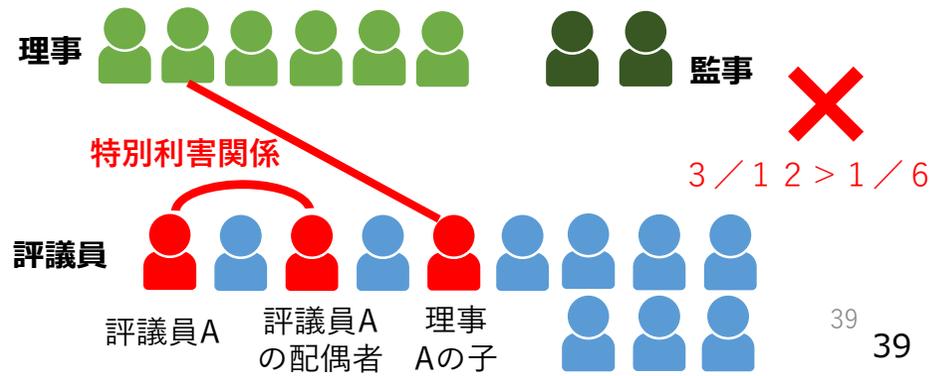
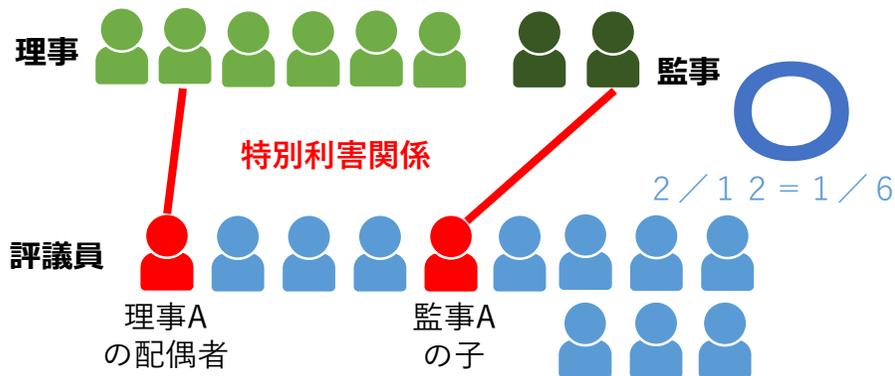
理事（監事）は、**2人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の**2人以上**の評議員と特別利害関係を有してはならない



理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の $1/6$ を超えてはならない



2 理事、監事、評議員の選任に関する留意点

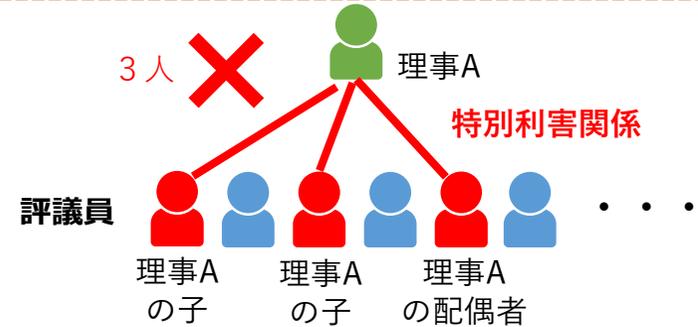
(4) 特別利害関係について(その2) 経過措置期間中

- 理事（監事）は、3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない。
- 評議員は、他の3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない。
- 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員の数は、評議員の総数の $1/3$ を超えてはならない。

施行後約2年間は、経過措置期間として、評議員の特別利害関係者に関する制限が緩和されます。

評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ（経過措置期間中）

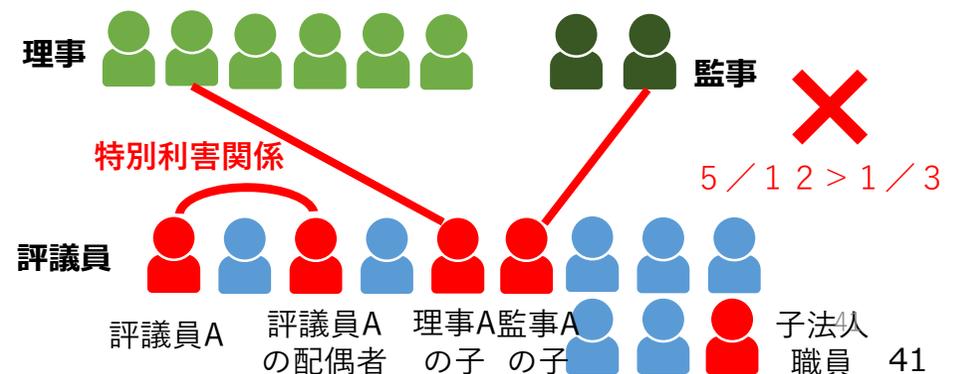
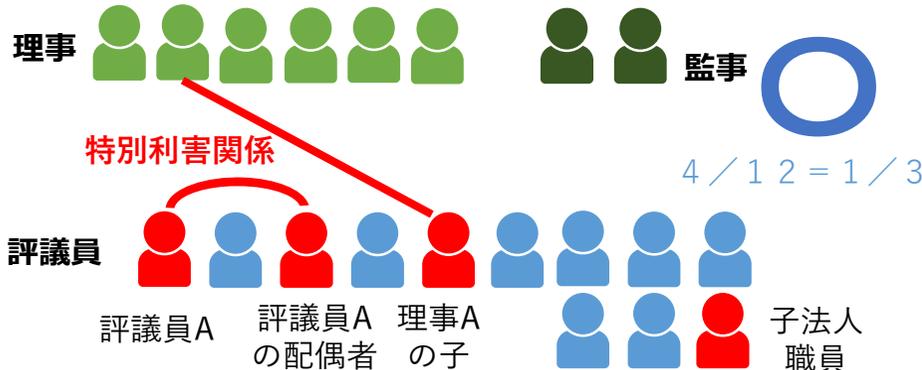
理事（監事）は、3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない



評議員は、他の3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない



理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の $1/3$ を超えてはならない



Q 8：評議員を選任する会議のメンバーを理事会のみが選任することとなっている場合、第62条第5項第2号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に当たるのか。

A 8：この場合、**結果的に理事会の意向を受けた会議が評議員を選任することができる仕組み**となっていることから、第62条第5項第2号の趣旨に鑑み、**この選任方法で1/2を超える評議員を選任することは適切ではない**と考えています。

(参考) 私立学校法第62条第5項第2号

二 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数 (理事又は理事会により選ばれる評議員の数) が評議員の総数の二分の一を超えないこと。

Q 9：理事又は理事会が選任する評議員の割合は少なければ少ないほどよいのか。

A 9：理事又は理事会が選任する評議員の割合をどのようなものとするかについては、学校法人ごとに判断されるものですが、評議員会については、特定の利害関係に偏らない幅広い意見を反映することができる構成にすることにより、評議員会に期待されるけん制機能の実質化を図ることが重要です。

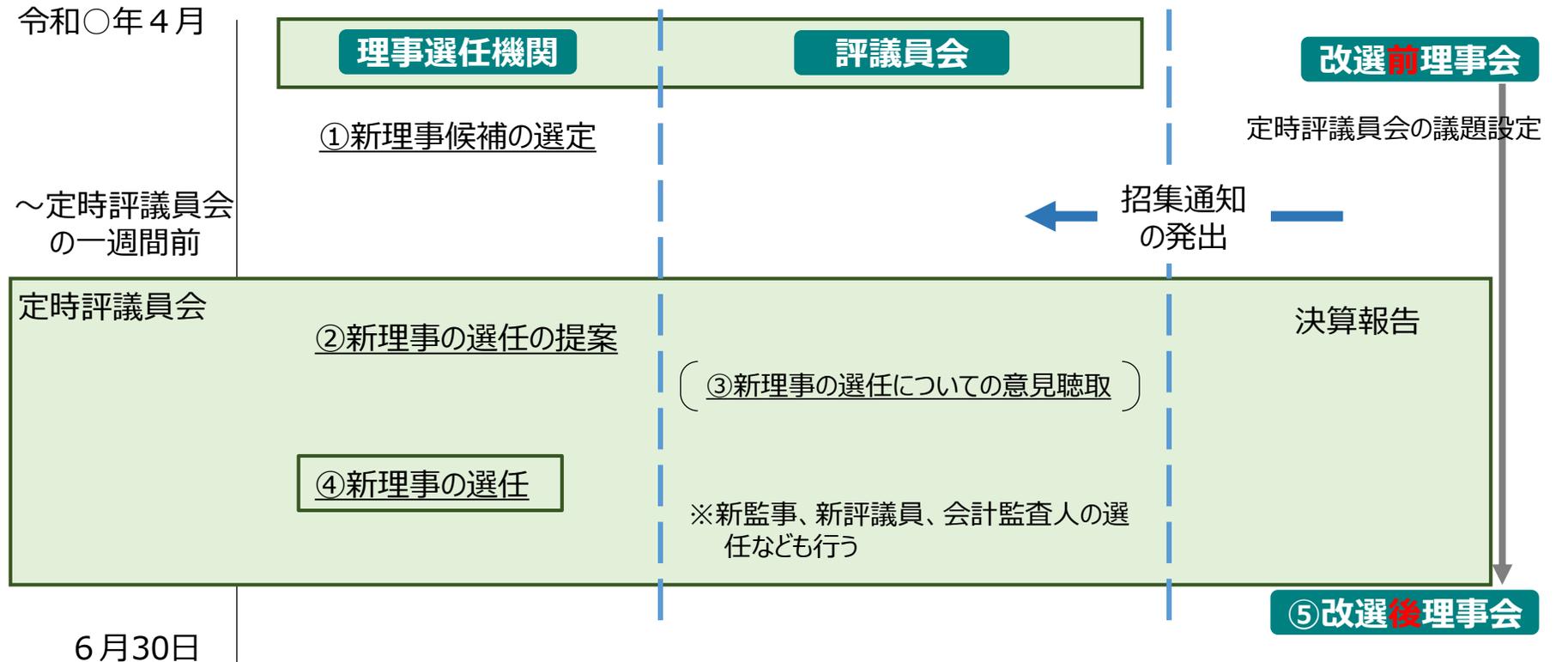
3 理事、監事、評議員の選任の流れ

(1) 理事選任機関による理事の選任

- 理事選任機関として想定されるパターンとして、
 - ① 評議員会を理事選任機関とするもの
 - ② 独立した理事選任機関を置くもの、
 - ③ 理事会、評議員会、外部理事選任委員会を理事選任機関として置くもの
- が考えられます。

理事の選任手続きの流れと注意点について①

理事選任機関が評議員会の場合の例



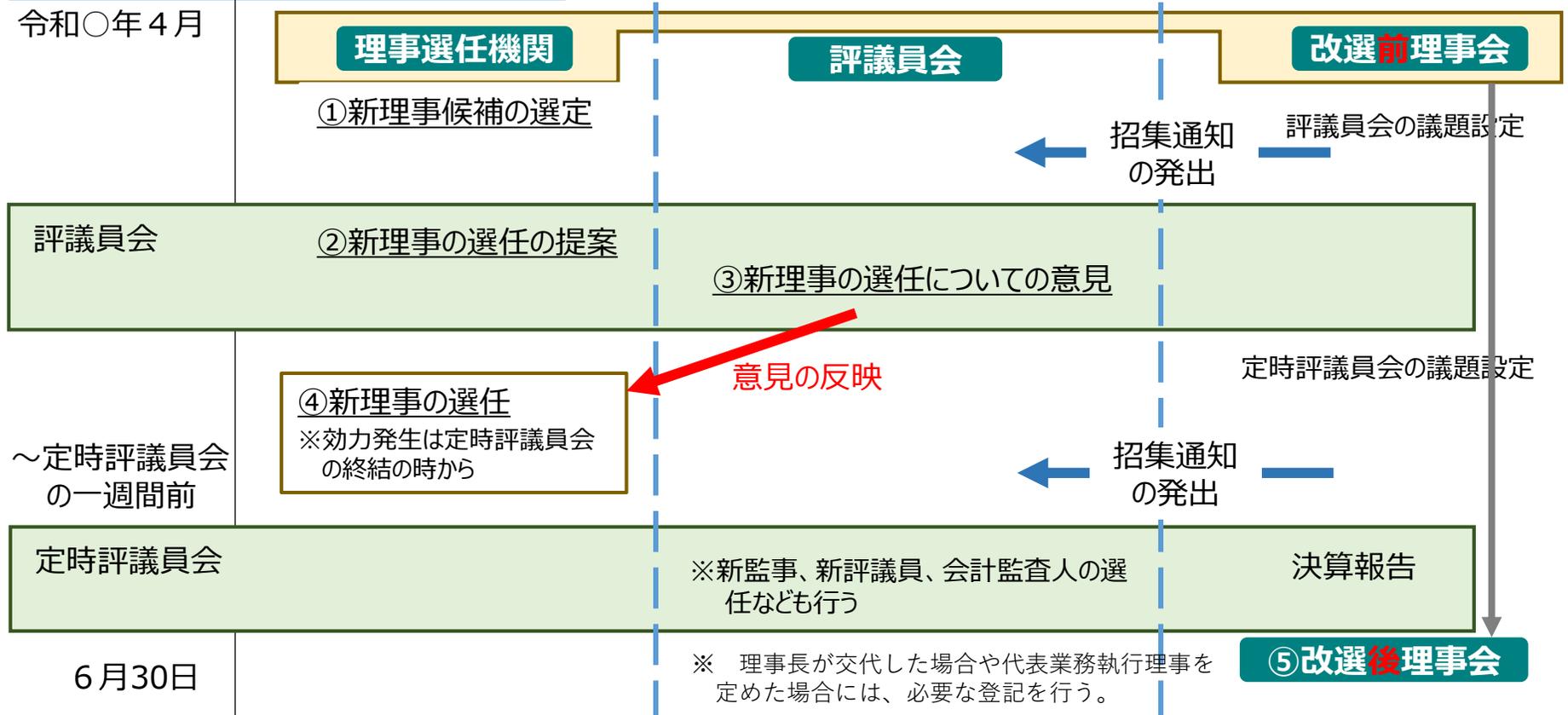
※ 理事長が交代した場合や代表業務執行理事を定めた場合には、必要な登記を行う。

<具体的な流れ>

- ① 新理事候補の選定を行う。
※ 事前の案の作成を担うのは誰でも構わないが、あらかじめ理事選任機関である評議員会の一定の了解を得ておく、定時評議員会以降の対応がスムーズとなると思われる。
- ② 定時評議員会において、新理事の選任の提案を行い、評議員会（＝理事選任機関）の了解を得る。
- ③ 評議員会＝理事選任機関であるため、評議員会の意見聴取は不要。
- ④ 評議員会（＝理事選任機関）において、新理事が選任される。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

理事の選任手続きの流れと注意点について②

理事選任機関が理事会の場合の例



<具体的な流れ>

- ① 理事会（＝理事選任機関）において新理事候補の選定を行う。
- ②③ 評議員会を開催し、新理事の選任の提案を行い、評議員会の意見を聴取する。
- ④ 評議員会の意見を踏まえ、理事会（＝理事選任機関）において、新理事の選任を行う。ただし、新理事は、定時評議員会の終結の時から就任することとする。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

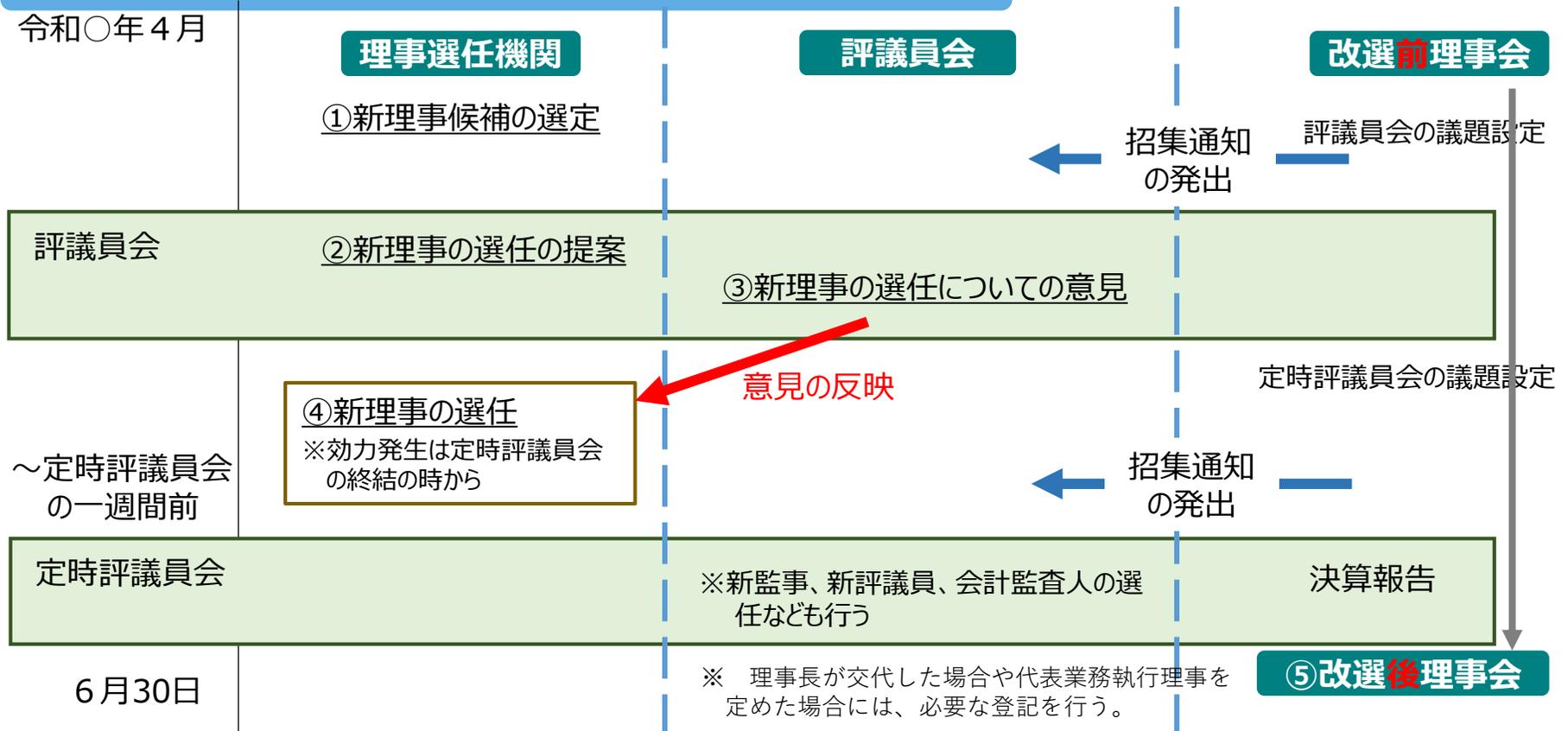
※ 仮に、②③の作業を定時評議員会で行い、定時評議員会終了後すぐに理事会において新理事の選任を行うこととした場合、
 ・新理事の選任に際して、評議員会の意見を十分に踏まえることができない可能性があること
 ・定時評議員会の終了と同時に改選前の理事の任期が終了してしまっているため、新理事を選任する理事会の構成員が不在となってしまうこと

などから、定時評議員会の前に評議員会を開催し、新理事についての意見を聴取した上で、新理事の選任を終えておくことが望ましい。

理事の選任手続きの流れと注意点について③

理事選任機関が第三者を含む選考委員会（※）方式の場合の例

（※）理事〇人、評議員〇人、学外者〇人で構成するなど



<具体的な流れ>

- ① 理事選任機関において新理事候補の選定を行う。
- ②③ 評議員会を開催し、新理事の選任の提案を行い、評議員会の意見を聴取する。
- ④ 評議員会の意見を踏まえ、理事選任機関において、新理事の選任を行う。ただし、新理事は、定時評議員会の終結の時から就任することとする。
- ⑤ 定時評議員会終了後、改選後理事会が発足する。

※ 仮に、②③の作業を定時評議員会で行い、定時評議員会終了後すぐに理事選任機関において新理事の選任を行うこととした場合、

- ・新理事の選任に際して、評議員会の意見を十分に踏まえることができない可能性があること
- ・定時評議員会の終了と同時に改選前の理事の任期が終了してしまっているため、理事が理事選任機関の構成員になっている場合、その者の理事としての身分がなくなってしまう可能性があること

などから、定時評議員会の前に評議員会を開催し、新理事についての意見を聴取した上で、新理事の選任を終えておくことが望ましい。

3 理事、監事、評議員の選任の流れ

(2) その他の留意点

改正後は、理事等の任期の終期が「定時評議員会の終結の時」までとなることから、選任方法を工夫する必要があることがある。

理事・監事・評議員の選任の流れプロセス（具体的な変更イメージの例）

改正後は、理事等の任期の終期が「定時評議員会の終結の時」までとなることから、理事等を時期をずらして選任をしていたような学校法人については、例えば以下の例のように選任方法を工夫する必要が生じる。

改正前

- 1 2月 ①評議員選考会議 発足
- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| ・ 役員 の 互選 : ○名 | ・ 理事長 の 指名 : ○名 |
| ・ 学長、各学部長 | ・ 職員 の 互選 : ○名 |
| ・ 評議員 の 互選 : ○名 | ・ 同窓会 の 互選 : ○名 |
- 1月 ②評議員選考会議による評議員の選任
③評議員会 発足
- 2月 ④評議員の互選により、役員選考会議メンバーの選出
- 3月 ⑤役員選考会議 発足
⑥役員選考会議による理事長、理事、監事候補者の選考
- 4月 ⑦評議員会による理事長、理事、監事の選任
⑧理事会 発足

改正後

- 3月 ①評議員選考会議 発足
- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| ・ 役員 の 互選 : ○名 | ・ 理事長 の 指名 : ○名 |
| ・ 学長、各学部長 | ・ 職員 の 互選 : ○名 |
| ・ 評議員 の 互選 : ○名 | ・ 同窓会 の 互選 : ○名 |
- 4月 ②評議員選考会議による評議員の選任
※この時点では選任するのみとし、評議員の任期のスタートは定時評議員会終結の時とする。
- 5月 ③【次期】評議員の互選により、役員選考会議メンバーの選出
- 6月 ④役員選考会議 発足
⑤役員選考会議による理事長、理事、監事候補者の選考
- <定時評議員会>
⑥ (旧) 評議員会による理事、監事の選任
- <定時評議員会の終結後>
⑦ (新) 評議員会発足、理事会発足
⑧ 理事会において理事長の選定

<具体的な変更点>

- 改正前は、「まず評議員の任期がスタートし、当該評議員会において理事等を選任し、理事等の任期がスタートする」という段階的な設計になっていた。
- 改正後は、任期の終期が「定時評議員会の終結の時」に固定されるため、評議員について選任はするものの任期は定時評議員会の終結の時からとしておく（改正後の②）。
- 選任された者は選任時点ではまだ評議員ではないため、理事等の選考は「次期」評議員において進めることとし（改正後の③～⑤）、当該選考結果を基に、(旧) 評議員会による定時評議員会において、理事等の選任を行う（改正後の⑥）こととする。

4 理事、監事、評議員の任期に関する留意点

(1) 理事、監事、評議員の任期について

- 理事（監事）は、3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない。
- 評議員は、他の3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない。
- 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員の数は、評議員の総数の $1/3$ を超えてはならない。

改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期

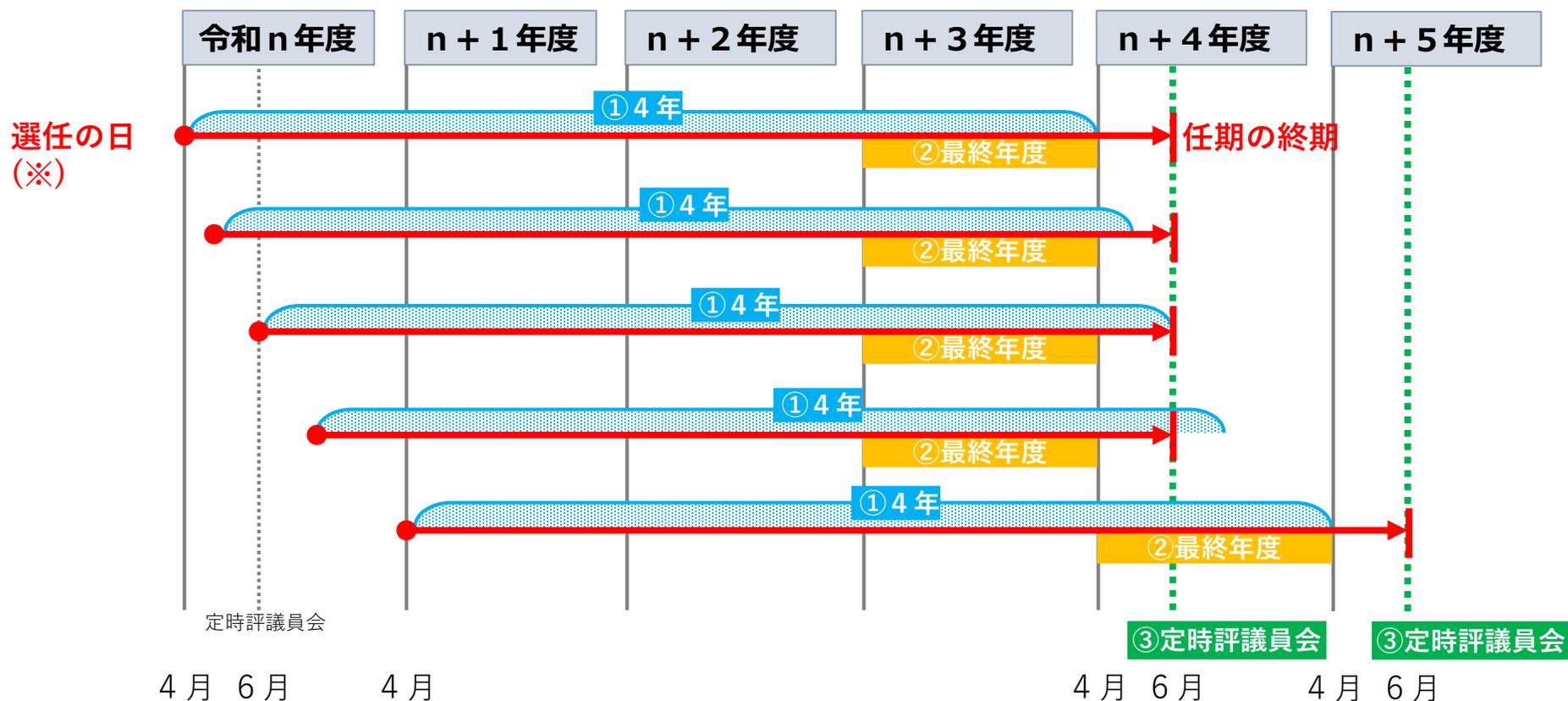
理事・監事・評議員は、自身が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任を持ってその任務を全うすべきとの考え方から、「定時評議員会の終結の時」を任期の終期に固定。

改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期は、以下（１）（２）のとおりとなる。

（１）任期は、**選任後寄附行為で定める期間**① **以内に終了する会計年度のうち最終のもの**② **に関する定時評議員会の終結の時**③まで

（２）「寄附行為で定める期間」は、理事は４年以内、監事・評議員は６年以内

【例：寄附行為で定める期間を４年とする場合の任期】（※）選任の日とは任期の開始日を指す。



改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期

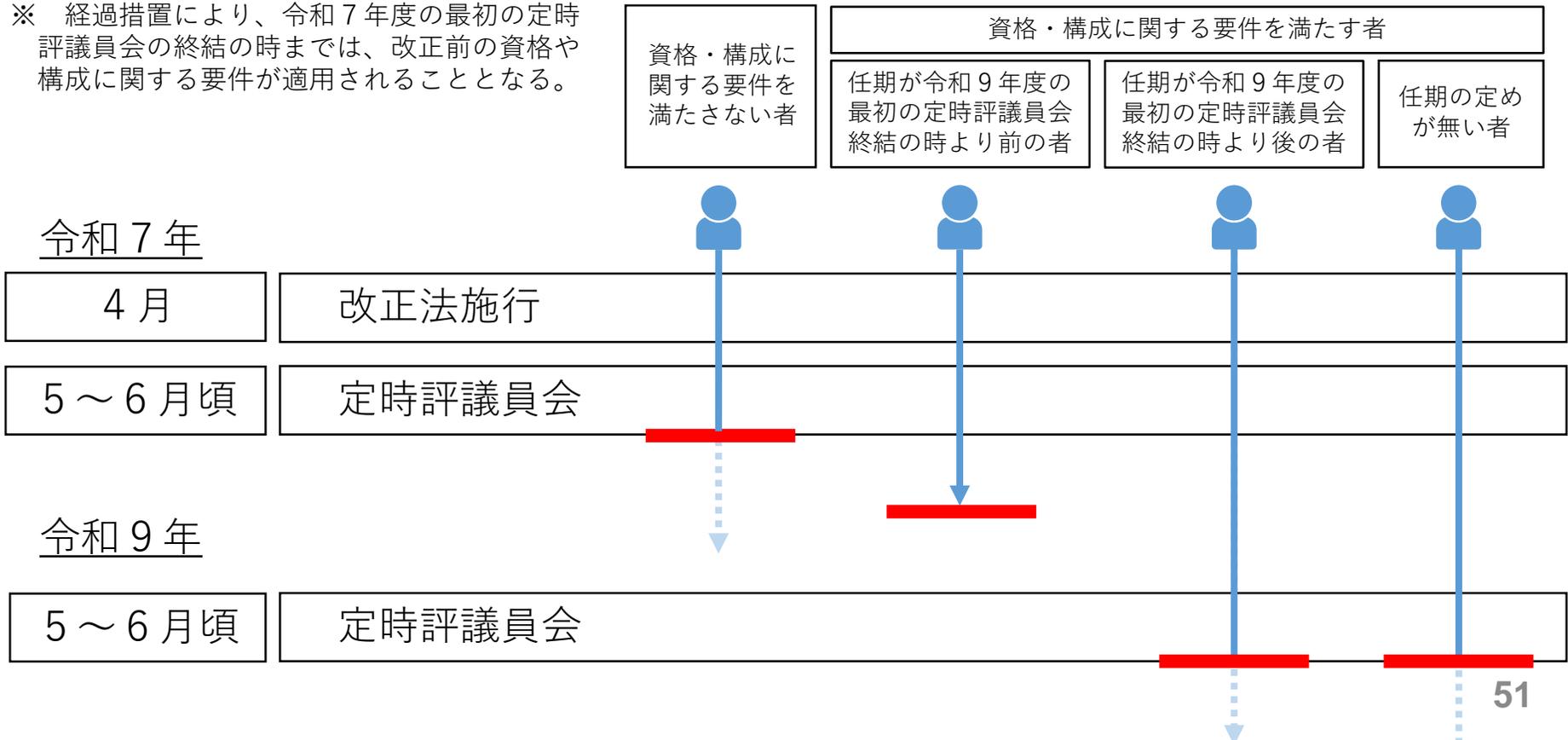
改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期は、以下（１）又は（２）のいずれか早い方となる。

（１）現在の任期が満了する日

（２）令和９年４月１日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、改正後の私立学校法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件（改正後の法第31条、第46条、第62条の規定）を満たさない者については、令和７年度の最初の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある。（※）

※ 経過措置により、令和７年度の最初の定時評議員会の終結の時までは、改正前の資格や構成に関する要件が適用されることとなる。

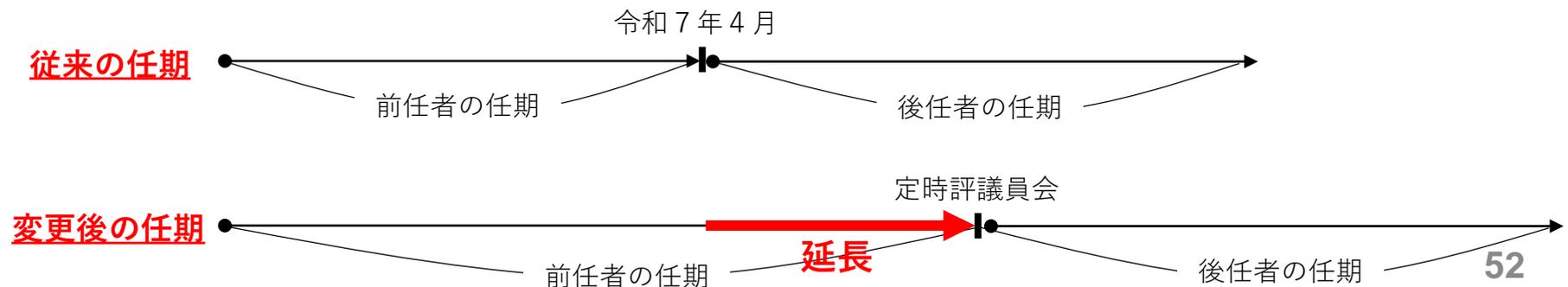


改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期に関する留意点

改正法施行の際に在任している理事・監事・評議員の任期が令和7年4月1日までなど改正法施行時期と近接している場合、以下のような課題がある。

- 令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時までは改正前の資格や構成の要件が適用され、その後は改正後の資格や構成の要件が適用されるため、特に、理事と評議員の兼職必須・兼職禁止がそのタイミングを境に変わることとなり、短期間で再度選任・解任を行う必要が生じる。
- 後任の理事・監事・評議員の選任行為は、令和7年3月31日以前に行うことが考えられるが、旧制度下の選任方法により選任された理事・監事・評議員が新制度下から就任することは適当ではない（特に、理事選任機関の概念が導入されること、監事については「理事長による選任」から「評議員会による選任」に変わることなど）。

寄附行為の改正において、例えば、「令和7年3月○日に在任する理事、監事、評議員の任期は、令和7年度の最初の定時評議員会の終結の時まで延長する」旨の附則規定を設けることにより、これらの課題を解消することが可能。

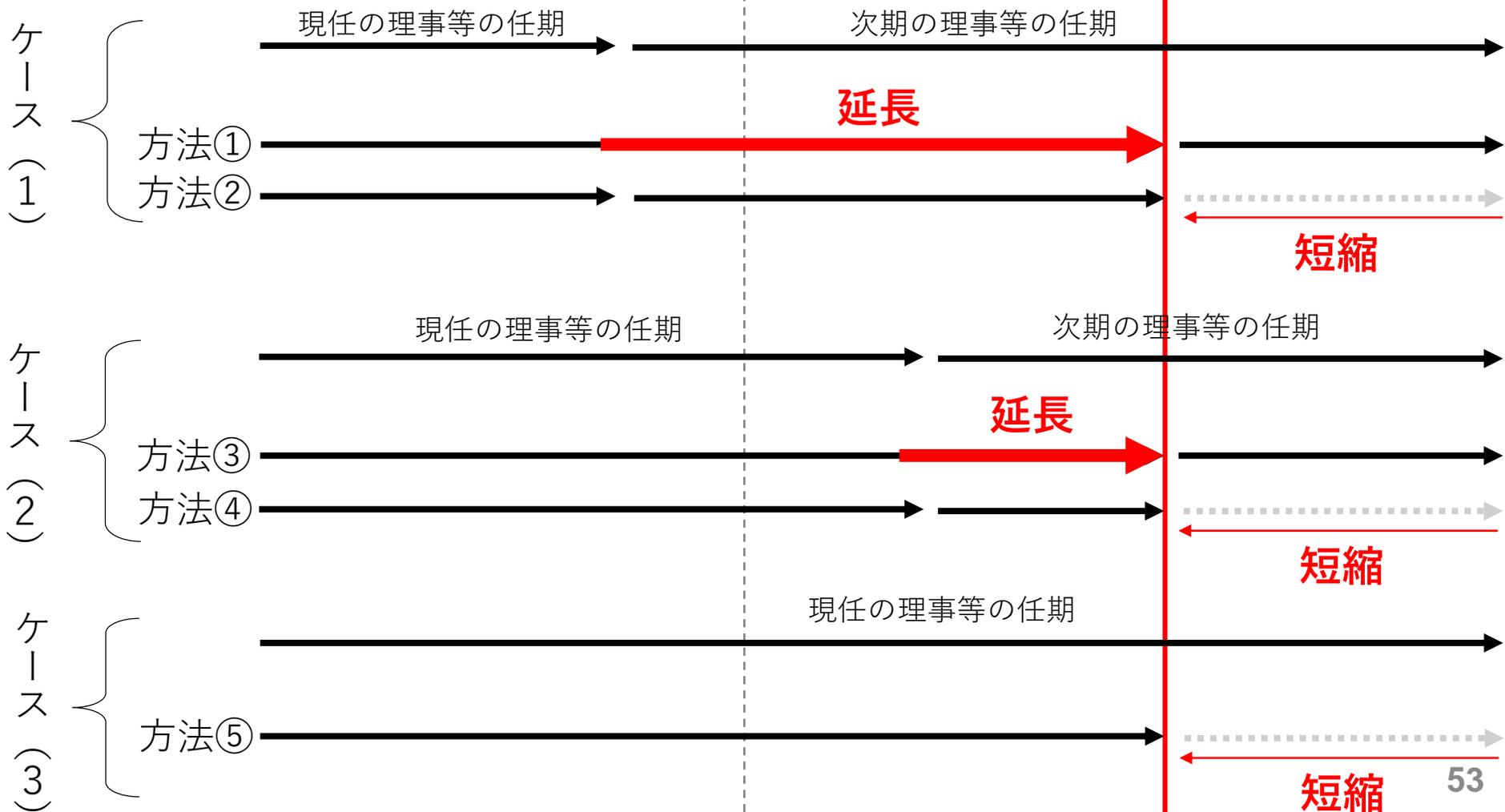


【参考】理事・監事・評議員の任期の延長・短縮の具体的な方法と留意点

理事・監事・評議員の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時までに変更するための具体的な方法とそれぞれにおける留意点について、想定されるケース毎に整理してお示しします。

改正法の施行日
【令和7年4月1日】

定時評議員会の終結の時
【令和7年5月～6月頃】



ケース（1）

：令和7年3月31日までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

方法①：現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を延長することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を延長する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を延長する附則を創設する。

【留意点】

- ・ bの場合、現在の理事等の任期が終了するまでに寄附行為の附則を施行する必要がある（その際、私立学校法改正に係る寄附行為変更の認可を受ける日より前に現在の理事等の任期が終了する場合には、私立学校法改正に係る寄附行為変更の中で措置するのでは間に合わなくなるため、別途間に合うように寄附行為変更認可申請を行う必要がある）。

方法②：次期の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を短縮することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を短縮する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を短縮する附則を創設する。
- c 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

【留意点】

- ・ いずれの場合も、理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、選任までの間に寄附行為変更を行っておくか、任期が短くなる可能性がある旨を説明して選任するなど任期短縮について理解を得ることが必要。
- ・ bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和7年4月1日までに施行する必要がある。

ケース（２）

：令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時までの間に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

方法③：現在の理事等の任期を令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時まで延長する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を延長することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を延長する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を延長する附則を創設する。

【留意点】

- ・ b の場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和 7 年 4 月 1 日までに施行する必要がある。

方法④：次期の理事等の任期を令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

※制度改正後は、理事等の任期を特例的に短縮したり延長したりすることは原則として不可能。

【留意点】

- ・ 理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、任期が短くなる旨を説明して選任するなど任期短縮について理解を得ることが必要。

ケース（3）

：令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時以降に現任の理事等の任期の終期が到来するケース

方法⑤：現在の理事等の任期を令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に短縮する。

具体的には、以下の方法が考えられる。

- a 寄附行為等において、理事等の任期を短縮することができる規定等があるのであれば、当該規定に基づき任期を短縮する。
- b このような規定がないのであれば、寄附行為を変更し、特例的に任期を短縮する附則を創設する。
- c 令和7年度に開催される定時評議員会の終結の時に自主的に辞任してもらう。

【留意点】

- ・いずれの場合も、理事等の意思に反して一方的に任期を短縮する場合には、権利の侵害として問題となる危険性があるため、任期短縮について理解を得ることが必要。
- ・bの場合、寄附行為の附則の創設は私立学校法改正に係る寄附行為変更と同時に申請することが可能。なお、当該附則は令和7年4月1日までに施行する必要がある。

5 まとめ

・私立学校法の改正の内容

- 1 理事の選任、解任は理事選任機関が行います。理事選任機関について、寄附行為で定めなければなりません。
- 2 理事と評議員の兼職が禁止されるなど、理事の資格及び構成に留意する必要があります。
- 3 監事の選解任は評議員会の決議によらなければなりません。監事と理事、評議員の兼職が禁止されるなど、資格要件に留意が必要です。
- 4 評議員には、職員、25歳以上の卒業生をそれぞれ1人以上含まなければならないなど、資格要件に留意が必要です。
- 5 令和7年度の最初の定例評議員会終結の時までに理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件について、対応しておく必要があります。

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

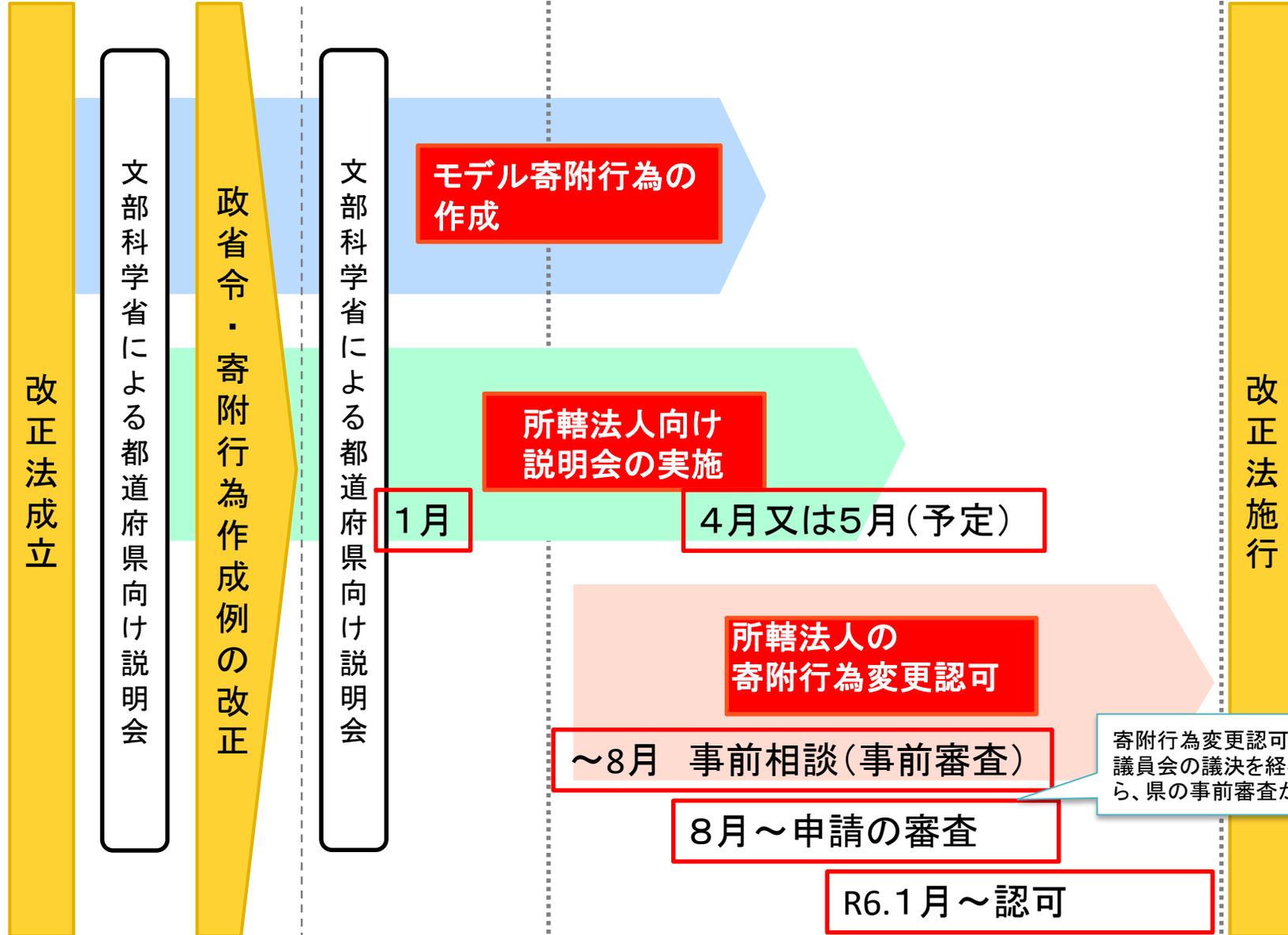
参考スケジュール

令和5年度

令和6年度

令和7年度

1月頃まで



寄附行為変更認可申請前に理事会、評議員会の議決を経る必要があることから、県の事前審査が必要になると思慮